

姫路市自治基本条例 骨子（素案）

| | | |
|---|----------------|--------|
| 1 | 条例の構成 | 1 ページ |
| 2 | 条例骨子 | |
| | 前文 | 2 ページ |
| | 第1章 総則 | 3 ページ |
| | 第2章 市民・議会・執行機関 | 5 ページ |
| | 第3章 行政運営の基本原則 | 7 ページ |
| | 第4章 参画と協働 | 10 ページ |
| | 第5章 雑則 | 12 ページ |

平成24年2月20日

条例の構成

前文

第1章 総則

- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 条例の位置付け
- (4) 自治の基本理念
- (5) 自治の基本原則

第2章 市民・議会・執行機関

1 市民

- (1) 市民の権利
- (2) 市民の責務

2 議会

- (1) 議会の責務
- (2) 議員の責務

3 執行機関

- (1) 執行機関の責務
- (2) 市長の責務
- (3) 職員の責務

第3章 行政運営の基本原則

- | | | |
|-------------------|---|---------------|
| (1) 総合的かつ計画的な行政運営 | ┆ | (7) 行政手続 |
| (2) 効率的で効果的な行政運営 | ┆ | (8) 公益通報 |
| (3) 行政組織 | ┆ | (9) 説明責任等 |
| (4) 財政・財務 | ┆ | (10) 外郭団体 |
| (5) 法務 | ┆ | (11) 国や地方との関係 |
| (6) 危機管理 | ┆ | (12) 国際交流 |

第4章 参画と協働

1 参画

- (1) 市政への参画
- (2) パブリック・コメント手続
- (3) 附属機関等への参加等
- (4) 住民投票

2 協働

- (1) 協働の推進
- (2) 地域コミュニティ活動
やNPO活動への支援

3 情報共有等

- (1) 情報の共有と提供
- (2) 情報の公開
- (3) 個人情報保護

第5章 雑則

条例骨子

■ 前 文 ■

- ① 姫路市の自然、歴史、文化
- ② 先人が築いてきたまちを発展させ、次世代を担う子どもに引き継いでいくこと
- ③ 市民がまちづくりの主体であることを自覚すること
- ④ 市民、議会、行政が協力し、適切な役割分担の下で、まちづくりを進めていくこと
- ⑤ 子どもの豊かな人間性を家庭や地域社会を通じて育むこと
- ⑥ 自治の本旨である団体自治と住民自治の理念の実現を目指すこと
- ⑦ 本市の自治の基本について定める自治基本条例の制定を宣言すること

■ 第1章 総 則 ■

(1) 目 的

- ① 自治の基本理念や基本原則を明らかにすること
- ② 市民、議会、執行機関の責務を定めること
- ③ 参画と協働による自治の基本的事項を定めること
- ④ 市民主体の自治の実現を図ること

(2) 定 義

次のように用語の定義を定める。

- ① 市民 市内に住所を有する者、市内へ通勤し又は通学する者及び市内で事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体
- ② 執行機関 市長、地方公営企業の管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- ③ 参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に参加すること
- ④ 協働 市民と市又は市民同士が、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割と責任を踏まえ、共通の目的達成に向け協力すること

(3) 条例の位置付け

- ① この条例が本市の自治の基本を定めるものであること
- ② 市や市民は、条例の趣旨を尊重しなければならないこと
- ③ 市は、自治に関する他の条例や規則等の制定、改廃、運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならないこと

(4) 自治の基本理念

- ① 市民がまちづくりの主体

- ② 市民の信頼に基づく市政の推進
- ③ 個人の尊厳や自由の尊重
- ④ 公正で開かれた市政の推進
- ⑤ 地域の個性、自立性を尊重したまちづくりの推進

(5) 自治の基本原則

- ① 情報共有の原則
- ② 参画の原則
- ③ 協働の原則

■ 第2章 市民・議会・執行機関 ■

1 市民

(1) 市民の権利

- ① 市政情報を知ること
- ② まちづくりに参画すること

(2) 市民の責務

- ① 市民は、次に掲げる責務を果たすこと
 - ・まちづくりにおいて行政と協働すること
 - ・民間相互で協働すること
 - ・まちづくりに関する負担を分任すること
- ② 地域コミュニティ活動やNPO活動に取り組む団体はその活動の活性化に努めること [← 市民活動団体の責務]
- ③ 事業者は、社会的責任を認識し、まちづくりに努めること [← 事業者の責務]

2 議会

(1) 議会の責務

(※ 議会基本条例の規定に基づき定める。)

(2) 議員の責務

(※ 議会基本条例の規定に基づき定める。)

3 執行機関

(1) 執行機関の責務

- ① 事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、行政機能を発揮しなければならないこと
- ② 参画と協働による市政を推進すること

(2) 市長の責務

- ① 市民の代表者として、市民の信頼に応え、公正かつ誠実に透明性の高い市政を運営すること
- ② 市民の福祉の向上、行政サービスの質の向上など、市の活性化に向け必要な施策を講じること

(3) 職員の責務

- ① 市民全体の奉仕者として、法令・条例・規則等を遵守し、公正・公平かつ誠実に、全力で職務に専念すること
- ② 職務の遂行に当たっては、市民の目線に立ち、市政を運営すること

■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

(1) 総合的かつ計画的な行政運営 [← 総合計画]

- ① 市は、総合的かつ計画的な行政運営を行うために、基本構想その他行政分野全般に係る政策、施策、事業に関する計画（以下「総合計画」という。）を位置付け、策定すること
- ② 市は、総合計画の策定に当たり、市民意見を適切に反映させること
- ③ 市は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行い、定期的にその進捗状況を市民に公表すること
- ④ 市は、総合計画が社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるよう、常に検討を加えなければならないこと
- ⑤ 各行政分野の計画は、総合計画の趣旨を踏まえて策定されなければならないこと

(2) 効率的で効果的な行政運営 [← 行政評価]

- ① 市は、効率的で効果的な行政運営を行うため、事業等の継続的な評価、見直しを行い、不断の行財政改革に取り組むこと
- ② 市は、評価、見直しの結果を公表するとともに、その結果を政策、人事組織、予算等に適切に反映するよう努めること

(3) 行政組織

- ① 市は、市民のニーズや社会経済情勢に的確に対応するための組織の構築を行うこと
- ② 市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織の構築を行うこと

(4) 財政・財務

- ① 市は、財政規律の遵守に注力し、健全な財政運営に努めること

② 市は、財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく説明すること

(5) 法 務

① 市は、市の行政課題の解決や政策立案に当たり、適正に法令を解釈した上で、条例、規則等の整備を積極的に行うこと

(6) 危機管理

① 市は市民の生命等の安全を確保するための体制を整備すること

② 市は、その対応に当たっては、市民や関係機関と連携、協力し、相互支援を行うこと

(7) 行政手続

① 市は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導、届出等の行政手続に関し、共通する事項を明らかにし、行政運営における公正の確保、透明性の向上を図ること

(8) 公益通報

① 市長は、行政運営に係る法令違反等について、職員からの通報を受けける体制を整備すること

② 市は、通報を行った職員が通報による不利益を受けることがないように、必要な措置を講じなければならないこと

(9) 説明責任等

① 市は、政策等の立案、実施、評価の各過程において、市民に分かりやすく説明しなければならないこと

② 市は、市民の市政に対する意見、要望、苦情等に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を施策や事業の改善に反映するよう努めること

[← 意見・要望・苦情等への対応（要望の記録と公開については、職員倫理条例の検討状況を踏まえて検討）]

(10) 外郭団体

- ① 市は、外郭団体について、その設立の趣旨や目的が社会経済情勢の変化に適応し、適正かつ健全に運営が行われるよう指導・調整を行うこと
- ② 市と外郭団体は、円滑な連携を図り、当該外郭団体の設置目的を、効率的かつ効果的に達成するよう努めること

(11) 国や地方との関係

- ① 市は、適切な役割分担の下、国や県と対等な立場で相互に協力し、共通する課題の解決に努めること [← 国・県との関係]
- ② 市は、他の地方公共団体と共通する市政の課題や広域的な課題について、積極的に連携や協力を図り、その解決に努めること [← 広域連携]
- ③ 市は、地域の相互発展のため、他の地方公共団体と積極的に連携や協力を図り、市政を推進すること [← 広域連携]

(12) 国際交流

- ① 市は、国際社会における役割を果たすため、国外の都市等との交流、連携や協力を努めること
- ② 市は、国外の都市等との連携や協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を市政に活かすよう努めること

■ 第4章 参画と協働 ■

1 参画

(1) 市政への参画

- ① 市は、市民が市政へ主体的に参画することができる機会を確保するとともに、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、参画の推進に努めなければならないこと

(2) パブリック・コメント手続

- ① 市は、市の重要な政策等の策定時には、案件を事前に公表し、市民から広く意見を募ること

(3) 附属機関等への参加等

- ① 市は、市の附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）への市民の参加に関し、必要な事項を別に定めることとし、附属機関等の審議に広く市民の意見を反映させ、市民の市政への参画を推進すること〔← 審議会等への参加・公募等〕
- ② 市が設置する附属機関等の会議は、原則、公開とすること〔← 審議会等の公開〕

(4) 住民投票

- ① 市長は、市政に関し、特に重要な事案について、住民（市内に住所を有する者）のうち関係する者の意思を直接確認する住民投票を実施することができること
- ② 住民投票の実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定めること
- ③ 市は、住民投票の結果を尊重すること

2 協働

(1) 協働の推進

- ① 市は、協働を支援するための仕組みを整備するとともに、多様な担い手による協働を推進すること
- ② 市は、協働の支援に当たっては、市民の自主性及び自発性を損なわないよう配慮しなければならないこと

(2) 地域コミュニティ活動やNPO活動への支援 [← 市民活動団体の支援]

- ① 市は、地域コミュニティ活動やNPO活動の活性化を図るため、その支援を行うこと

3 情報共有等

(1) 情報の共有と提供

- ① 市は、自ら積極的に情報の提供に努めるとともに、市民、地域コミュニティ活動やNPO活動に取り組む団体、行政間の情報の交換を行うなど情報の共有を推進すること [← 情報共有]
- ② 市は、市民への情報提供に当たっては、正確で分かりやすく、迅速に提供するとともに、子どもが市政に関心を抱くよう、配慮に努めること [← 情報提供、子ども]

(2) 情報の公開

- ① 市は、市民の知る権利を尊重し、非公開情報が記録されていない限り、別に条例で定めるところにより、公文書を公開しなければならないこと

(3) 個人情報保護

- ① 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報の公正かつ適正な取扱いを確保しなければならないこと

■ 第5章 雑則 ■

(1) 条例の運用や見直し

- ① 市は、市民意見や社会情勢の変化等を考慮し、必要があると認めた場合に、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること